

第三部 国際法の適用・執行 国内平面での適用・執行

## 国際法と国内法との関係

### 問題の位置づけ

#### 議論の整理

前提 妥当根拠が問題

国内法優位一元論 ヘーゲル派

二元論 国際法の妥当根拠は国内法の妥当根拠とは違う

意思主義 国際法は単なる「意思」ではなく「合意」(=双方行為)を根拠

客観主義 国際社会の「必要性」と国内社会の「必要性」とは異なる

国際法優位一元論

Kelsen 規範主義 Scelle 客観主義

二元論か国際法優位一元論か

具体的帰結 共通点

国内法を理由に国際法から逸脱することを正当化することはできない

国際法を理由に国内法から逸脱することを国内で正当化できるか？

降伏・領土条約については国際法が優位するのでは？

整理

#### 最近の傾向 理論的議論の放棄

「調整理論」「等位理論」 山本派

批判 新たな理論として説く意味はない

#### 各国のシステム

イギリス型・フランス型・アメリカ型・日本型 なぜこのような違いがでてくる？

条約 国内立法が必要か不要か イギリス型 国内立法がなければ適用できない

慣習法

国内法秩序における国際法の位置づけは、各国バラバラ

EU/EC 法の特例

判例8 van Gend en Loos / ENEL

単なる条約とは言い難くなっている

各国、憲法改正で対応